

緊急事態宣言に関する保育施設及び学童クラブの取扱いについて

【認可保育所、地域型保育施設】

< 緊急事態宣言が継続された場合 >

- 緊急事態宣言が解除されるまでの期間、臨時休園を継続する。
- 保育が必要な状況が生じた場合は保護者と園が相談し、保育の実施について検討する。
- 4 月入所者の保護者の「育児休業復職日」、「就労開始日」の期間延長を検討する。

< 緊急事態宣言が解除された場合 >

- 5 月 7 日（木）、8 日（金）、9 日（土）は現状と同様、臨時休園とし、再開は 11 日（月）からとする。
- 登園自粛要請は当面、継続する。
- 各園は 8 日（金）までに保護者に園児の状態、保護者の勤務予定等の確認を行い、11 日（月）からの登園状況の把握を行う。
- 11 月（月）からの各園の職員体制は原則、通常どおりとする。
- 11 月（月）から給食の提供が可能か各園で確認を行い、食材の調達等の関係で提供が困難な場合は一時的に弁当持参の対応とすることも可とする。

【学童クラブ】

< 緊急事態宣言が継続された場合 >

- 緊急事態宣言が解除されるまでの期間、臨時休所を継続する。
- 新たに育成が必要な状況が生じた場合は、申請していただく。
- 4 月入会児童の保護者の「育児休業復職日」、「就労開始日」の期間延長を検討する。

< 緊急事態宣言が解除された場合 >

- 5 月 7 日（木）、8 日（金）、9 日（土）は現状と同様臨時休所とし、特例措置を行い、学校の再開にあわせて、学童クラブでの育成を実施する。
- 登園自粛要請は当面、継続する。
- 学校の再開状況に合わせ、育成時間、職員体制を決定する。
- 学校給食の提供状況により、給食が実施されない場合は弁当持参の対応とする。

* 保護者、各施設へは、4 月 28 日（火）までに周知する。